平成２４年（フ）第１４５０号
東京都日野市大字新井468番地の１
破産者　井上　智之
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４５１号
東京都日野市大字新井468番地の１
破産者　井上万代子
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
東京都立川市錦町１丁目10番３号
破産者　大野　幸子
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目９番11号ハウズ吉祥寺Ａ222
破産者　槻尾　　実
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
新潟県佐渡市小木町56番地１
破産者　有限会社喜八屋旅館
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第３２５号
岐阜県本巣市上真桑2252番地
破産者　紺谷　　昇（旧姓塩谷）
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２６号
静岡県御殿場市萩原1164番地の17
破産者　株式会社ライズ
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
愛知県西尾市道光寺１丁目１番地５
破産者　共和食品工業株式会社
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
愛知県名古屋市名東区藤見が丘７番地
破産者　株式会社ネオテック
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
愛知県みよし市三好町上143番地
破産者　株式会社アシオス
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
愛知県名古屋市中川区尾頭橋４丁目15番５号レインボー山王203号
破産者　酒井　義久
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
三重県鈴鹿市岸岡町3140番地の２
破産者　村上千佳夫
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９３号
札幌市西区西野四条９丁目７番18号
破産者　合資会社宝石のシーズ
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目40番地の10
破産者　有限会社天知エアーテック
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０２号
兵庫県西宮市門前町１番８号
破産者　関西グリーン園芸株式会社
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２１号
広島県尾道市平原１丁目22番22号
破産者　山根塗装工業株式会社
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３９６７号
埼玉県春日部市梅田１丁目１―12―101、開始決定時の住所埼玉県春日部市緑町３丁目８―21
破産者　高橋　耕志
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８４８号
東京都台東区台東４丁目23番11号
破産者　イーアンドオー株式会社
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３１号
埼玉県三郷市早稲田２丁目18―16―202、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田６丁目28―39
破産者　石田　義徳
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１９８号
神奈川県厚木市戸室５丁目１―12―106、開始決定時の住所神奈川県厚木市恩名５丁目８―２―409
破産者　萩原　　茂
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１９９号
神奈川県厚木市戸室５丁目１―12―106、開始決定時の住所神奈川県厚木市恩名５丁目８―２―409
破産者　萩原　敏子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１５７号
東京都練馬区大泉町４丁目38―13　グリーン大泉２―202
破産者　惠見　智子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部